

社会福祉法人行雲 役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人行雲の役員等に対する費用弁償額、報酬及び出張旅費並びにその支給方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、理事長及び理事並びに監事をいう。また評議員、外部委員等も同等とみなす。

(理事長及び業務執行理事の報酬額)

第3条 理事長及び業務執行理事が職務従事したときは、別表1に規定する報酬額を支払うものとする。

(理事会への出席に係る費用弁償額)

第4条 役員等が理事会、評議員会等に出席したときは、別表2に規定する費用弁償額を支払うものとする。

(役員職務従事に係る報酬等)

第5条 役員が、理事会以外の日において法人及び施設運営に係る各自の職務に従事したときは、別表3に規定する報酬を支払うものとする。役員が理事長の命により、法人及び施設運営に係る各自の職務に従事したときも同様とする。

2 前項の場合において、理事が法人の職員と兼務する場合は、同項に規定する報酬は支給しない。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人用務のため出張する場合は、別表4に規定する旅費等を支給する。

2 前項に規定する旅費等は、原則として事前に概算額を支払い、出張終了後に清算するものとする。ただし、突然の用務で事前に支払うことができない場合は、出張終了後に速やかに支払うものとする。

(兼務理事への適用)

第7条 法人の職員を兼務する理事にあつては、当該職員としての職務を除く

理事としての職務に限って、この規程を適用する。

(その他)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。この場合、必要に応じ、理事会に諮るものとする。

附 則

この規程は、法人設立認可の日に遡って適用する。

附則（平成31年3月23日追加変更）

この規程は、法人設立認可の日に遡って適用する。なお変更箇所は別表第2（日額）評議員会等出席費用弁償5,000円の追加である。

別表第1（月額）

名 称	報 酬 額
理事長業務報酬	60,000円
業務執行理事業務報酬	60,000円

別表第2（日額）

名 称	費用弁償額
評議員会等出席費用弁償	5,000円
理事会等出席費用弁償	5,000円

別表第3（日額）

名 称	報 酬 額
評議員等業務報酬	10,000円
理事及び監事業務報酬	10,000円

別表第4（日額）

旅 費	宿 泊 費	日 当	そ の 他
実 費	15,000円	10,000円	実 費